

## あなたのお仕事には

### 「新宿区公契約条例」が適用されます

条例に基づく新宿区独自の賃金の下限額（ ）が定められています。

（ ）条例では、賃金の下限額のことを「労働報酬下限額」と呼びます。

ご自身の賃金が上記の労働報酬下限額より低いと思う場合、新宿区又は受注者等に申出することができます。申出をしたことにより、不利益な取扱いを受けることはありません。

契約（協定）名	
履行場所	
履行期間	

#### （１）適用される労働者

- ・ 事業者には雇用され、条例適用対象案件に係る業務に従事する労働基準法第 9 条に規定する労働者（正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト等）
- ・ 自らが提供する役務の対価を得るため、事業者との請負契約又は業務の委託契約により適用となる契約に係る業務に従事する者（いわゆる一人親方）

#### （２）適用されない労働者

- ・ 同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者又は家事使用人
- ・ 労働基準法第 9 条に規定する労働者でない者（ボランティア、会社役員等）
- ・ 最低賃金法第 7 条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。）
- ・ 適用となる契約に係る業務に直接従事しない者（事務員、材料の製造に従事する者）
- ・ 現場代理人、主任技術者、監理技術者等の現場技術者
- ・ 適用となる契約に係る業務に従事した時間が 1 か月あたり 30 分未満の者

#### （３）労働報酬下限額

**建設工事** 公共工事設計労務単価の 9 割の額（別紙参照）

**業務委託及び指定管理協定** 1 時間あたり 1,438 円

4) 申出をする場合の申出先

適用労働者は、労働環境に関する事実について、区長又は受注者に申し出ることができません。なお、当該申出をしたことを理由として、不利益な取扱いは受けません。

申出先		住所	連絡先
受注者			
受注関係者			
発注者 (区)	総務部契約管財課 契約係	東京都新宿区歌舞伎町1丁目4番 1号 新宿区役所本庁舎4階	03-5273-4075

建設工事 労働報酬下限額 (単位: 円/1日当たり)

	職 種	労働報酬下限額		職 種	労働報酬下限額
01	特殊作業員	25,470	27	普通船員	26,550
02	普通作業員	22,860	28	潜水土	42,480
03	軽作業員	15,840	29	潜水連絡員	31,050
04	造園工	23,310	30	潜水送気員	30,150
05	法面工	28,440	31	山林砂防工	27,630
06	とび工	28,080	32	軌道工	48,960
07	石工	28,260	33	型わく工	27,000
08	ブロック工	26,280	34	大工	25,920
09	電工	27,090	35	左官	27,720
10	鉄筋工	27,810	36	配管工	24,300
11	鉄骨工	25,200	37	はつり工	25,740
12	塗装工	29,430	38	防水工	30,780
13	溶接工	30,420	39	板金工	29,160
14	運転手(特殊)	26,010	40	タイル工	28,170
15	運転手(一般)	21,240	41	サッシ工	27,360
16	潜かん工	31,590	42	屋根ふき工	29,160
17	潜かん世話役	37,440	43	内装工	28,170
18	さく岩工	32,040	44	ガラス工	26,910
19	トンネル特殊工	30,510	45	建具工	24,210
20	トンネル作業員	26,460	46	ダクト工	24,300
21	トンネル世話役	34,560	47	保温工	23,580
22	橋りょう特殊工	29,610	48	建築ブロック工	28,260
23	橋りょう塗装工	30,240	49	設備機械工	23,760
24	橋りょう世話役	34,650	50	交通誘導警備員A	17,100
25	土木一般世話役	27,900	51	交通誘導警備員B	14,940
26	高級船員	32,940			